

# みんなで子どもの命と育ちを守りましょう

## 児童虐待とは

### 身体的虐待

- 殴る、蹴る、たたく
- 戸外にしめ出す
- 激しく揺さぶる
- あざ・やけどなどの外傷を負わせる

### 性的虐待

- 子どもへの性的行為
- 性的行為を見せる
- ポルノグラフィの被写体にするなど

### ネグレクト

- 適切な食事を与えない
- ひどく不潔にする
- 乳幼児を家や車に放置する
- 子どもの意思に反して学校に登校させない
- 重い病気でも病院に連れて行かないなど

### 心理的虐待

- 言葉の脅し、無視
- きょうだい間での差別的扱い
- 子どもの目の前で行う家族に対する暴力や暴言など

## 通告は支援の出発点

～子どもを虐待から守るためには、情報提供(通告)がとても重要です～

### 傷やアザがある子どもから話を聞く（相談を受けた）ときは

- まず、子どもの傷、アザを心配する声かけ（「痛そうだね」「痛かったね」）をしましょう。
- 「これ、どうしたの？」などと子どもに聞きながら、他の場所もわかる範囲で見てください。
- 「だれから」「何をされたか」を優先的に聞きましょう。時期（いつ）や期間（いつから、頻度）に関する質問は、年齢によっては答えられないので、無理をしないようにしましょう。
- 質問攻めにならないよう注意しましょう。子どもがうまく表現できなくても、急かさずに子どもの話を聞き、できるだけ子ども自身の言葉や表現を待ちましょう。
- 子どもの表情や仕草もよく観察しましょう。
- 「お父さん（お母さん）がしたんでしょ？」などの誘導するような質問や断定するような問いかけは避けましょう。
- 虐待が疑われる場合は、名前、通っている学校・保育所等、学年（または年齢）、住所など、子どもの特定につながる情報を可能な範囲で聞き取りましょう。
- 「誰にも言わないで」と言われたら、「あなたを守るためには、子どもを守る仕事をしている人に相談することが必要な場合がある」ことを伝えてください。
- 虐待の疑いがあれば、情報提供（通告）してください。



## 虐待に気付くためのチェックリスト

通告の際は、子どもの氏名、生年月日、住所、虐待の内容、子どもの様子、保護者や家族の状況などを分かる範囲で構いませんので、教えてください。

子どもの様子	<input type="checkbox"/>	不自然な外傷（あざ、打撲、やけどなど）がある	一つでも当てはまったら、すぐに通告してください。
	<input type="checkbox"/>	家の外にしめ出されている	
	<input type="checkbox"/>	衣服や身体が極端に不衛生である	
	<input type="checkbox"/>	食事を与えられていない	
	<input type="checkbox"/>	深夜のコンビニ等をウロウロしたり、夜遅くまで遊んだりしている	
	<input type="checkbox"/>	いつも子どもの泣き叫ぶ声や叩かれる音、大人の怒鳴り声が聞こえる	
	<input type="checkbox"/>	極端な栄養障害や発達の遅れが見られる（低身長、低体重、急な体重減少）	
	<input type="checkbox"/>	自ら保護を求めている、または家に帰りたがらない	
子どもの様子	<input type="checkbox"/>	季節に合わない服装をしている	虐待の可能性がありますので、相談してください。
	<input type="checkbox"/>	食事や友達の家で出されたおやつを異常にガツガツ食べる	
	<input type="checkbox"/>	ひどく落ち着きがなく乱暴、情緒不安定、過度に緊張し視線が合わない	
	<input type="checkbox"/>	気力がない、表情が乏しく活気がない（無表情）	
	<input type="checkbox"/>	態度がおびえていたり、親や大人の顔をうかがったり、親を避けようとする	
	<input type="checkbox"/>	保護者以外の大人に甘え、警戒心が過度に薄い	
保護者の様子	<input type="checkbox"/>	小さい子どもを置いたまま外出する	一つでも当てはまったら、すぐに通告してください。
	<input type="checkbox"/>	しつけと言って、子どもを叩いたり、蹴ったりする	
	<input type="checkbox"/>	「叩くのを止められない」など差し迫った訴えがある	
	<input type="checkbox"/>	子どもがケガや病気をしても病院に行かない、ケガ等について不自然な説明をする	
保護者の様子	<input type="checkbox"/>	地域で孤立している、支援に拒否的である	虐待の可能性がありますので、相談してください。
	<input type="checkbox"/>	子どもの養育に拒否的、無関心である	
	<input type="checkbox"/>	体罰や年齢不相応な養育（しつけ）を正当化する	
	<input type="checkbox"/>	子どもに対して拒否的な発言をする	
	<input type="checkbox"/>	気分の変動が激しく、子どもや他人に感情をぶつける	
	<input type="checkbox"/>	子どもが夜間出歩くのを黙認する	

# 北九州市子どもを虐待から守る条例

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 通告受理機関の機能の強化（第10条・第11条）

第3章 未然防止（第12条—第14条）

第4章 早期発見及び早期対応（第15条・第16条）

第5章 虐待を受けた子ども等に対する支援（第17条・第18条）

第6章 雑則（第19条・第20条）

### 付則

子どもには、生まれながらにして、その一人一人がかけがえのない存在として認められ、幸せに生きる権利があります。

子どもには、愛されて育つ権利、守られる権利、安心して自分の感情や思いを表現する権利があります。

子どもの権利を守るには、大人の支援が必要です。

子どもへの虐待により、幼い命が奪われる痛ましい事件が後を絶ちません。

虐待に苦しみ、その痛みにじっと耐え、誰かの助けを求めている子どもがいます。子育てに悩み、助けを求めている保護者もいます。

北九州市の全ての子どもが虐待から守られ、愛される幸せを実感して生きていくことができるよう、市民が一丸となって、子育て支援を充実し、子どもの命と育ちを守るため、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、子どもを虐待から守るための基本理念を定め、市、市民（市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。）、保護者、関係機関等及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもを虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子どもを虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子どもの心身の健やかな成長に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）子ども 18歳に満たない者をいう。

（2）保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。

（3）虐待 保護者がその監護する子どもについて行う次に掲げる行為をいう。

ア 子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

イ 子どもにわいせつな行為をすること又は子どもをしてわいせつな行為をさせること。

ウ 子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人によるア、イ又はエに掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

エ 子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（4）関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

（5）通告 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による通告をいう。

(6) 通告受理機関 北九州市児童相談所設置条例(昭和38年北九州市条例第66号)第1条に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)及び北九州市福祉事務所設置条例(昭和38年北九州市条例第35号)第1条第1項に規定する福祉事務所(以下「福祉事務所」という。)をいう。

(基本理念)

第3条 虐待は、子どもの生命、生存及び発達に対する権利を侵し、心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、ひいては子どもを死に至らしめる危険をはらんでおり、何人も、決してこれを行ってはならない。

2 子どもを虐待から守る施策は、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全を最優先に考えたものでなければならない。

3 何人も、虐待を見逃さないよう努めるとともに、虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、子どもを虐待から守り、虐待のないまちづくりを推進するため、子ども及び保護者が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動に対し、必要な支援を行うものとする。

2 市は、虐待への対応に当たっては、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最も優先しなければならない。

3 市は、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援の職務に携わる人材の確保及び拡充に努めるとともに、資質の向上を図るための研修等を行うことにより人材の育成に努めるものとする。

4 市は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、関係機関等の人材の育成を支援するため、専門的な知識及び技術の修得に関する研修等を行うものとする。

5 市は、関係機関等との連携を強化するため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会の円滑な運営の確保及び協議の活性化を図るものとする。

6 市は、虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、虐待の未然防止及び早期発見のための方策、虐待を受けた子どものケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援の在り方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割その他虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

7 市は、心の健康の保持に支障が生じていることにより虐待を行うおそれがある保護者等を支援するため、診療科に精神科又は神経科を有する医療機関と連携し、精神保健に関して専門的知識を有する者による相談、精神保健に関して学識経験を有する医師の診療等を受けやすい環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

8 市は、子どもを虐待から守るため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置その他の学校における組織的対応が可能となる体制の整備に努めるものとする。

9 市は、子どもを虐待から守るため、相談窓口の充実等によって、より相談しやすい環境整備に努めるとともに、必要な広報及び啓発活動を行うものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、第3条の基本理念を理解し、虐待を防止するよう努めるものとする。

2 市民は、子どもを虐待から守るために市が実施する施策に積極的に協力するとともに、虐待のないまちづくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

3 市民は、通告が子ども及び保護者に対する支援の出発点であることを理解し、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告をしなければならない。

4 市民は、市が行う子どもの安全の確認に協力するよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、子どもの養育に際して人権を尊重し、子どもの心身の成長及び発達を図るよう努めなければならない。

2 保護者は、市が行う子どもの安全の確認及び安全の確保に協力しなければならない。